





## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 保険証、減額認定証、限度証が新しくなります

種類	被保険者証	限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証
現在の有効期限	7月31日で満了となり、8月1日からは使用できません。		
新しい保険証等の交付	7月中に新しい保険証を交付します。	引き続き交付対象の方には7月中に交付します。新たに必要となる方は下記に該当するか確認のうえ、医療保険係へ申請してください。	
<p>「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」のいずれも、有効期限は1年間です。 紛失したとき、汚れてしまったときは再交付しますので、市役所の医療保険係(☎32-2214)までお申し出ください。</p>			
保険証等の色	桃色→橙色	水色→黄緑色	水色→黄緑色



## 国民健康保険の保険税率の標準税率化

平成30年度からの国民健康保険 都道府県単位化で、制度が大幅改正され、これまで市町村ごとに、それぞれが独自の保険税率を算出していました。今後は道が北海道全域の国民健康保険事業の財政主体となり、医療費の推計や財源の算出・確保を行い、市町村が負担する金額と、それをまかなうことができる標準税率を示すことになりました。

現在は、市町村ごとの医療費・被保険者数・所得の状況によって算定していますが、将来的には北海道内どこの市町村で国民健康保険に加入しても同水準の負担にすることを目指すことになります。

医療費水準が高く、所得水準が低い赤平市で、いきなりの標準税率導入は主に低所得者層への急激な負担増となることから、一定程度の期間をかけて段階的に標準税率に近づけていく方法を採用することとしました。

### 保険税率の考え方(医療分のみ)

赤平市の必要な額	114,611,699円
所得	573,072,503円
世帯数	1,612世帯
被保険者数	2,192人
所得割	9.08%
平等割	9,900円
均等割	16,000円

道全体の必要な額	92,101,667,325円
所得	560,425,389,420円
世帯数	728,890世帯
被保険者数	1,178,727人
所得割	7.27%↓
平等割	12,394円↑
均等割	28,919円↑

北海道全体の所得や被保険者数などで算出すると、赤平市は所得割率が下がり、世帯数・被保険者数に応じて課税される均等割の税額が上がることになります。